

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹栖町士別市間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	上川郡鷹栖町 旭川市 同郡比布町 同郡和寒町 同郡剣淵町

2 . 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 1 0 0 キロメートル / 時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
旭川市	道道旭川北インター線
北海道上川郡比布町	一般国道 4 5 0 号

北海道上川郡和寒町	一般国道40号
士別市及び上川郡剣淵町	道道士別剣淵インター線

## 5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約720億円とする。

## 6. 施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道  
道上川郡清水町間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	夕張市 勇払郡むかわ町 同郡占冠村 空知郡南富良野町 上川郡新得町 同郡清水町

2 . 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、  
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 1 0 0 キロメートル / 時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道勇払郡むかわ町	道道穂別インター線

北海道勇払郡占冠村	道道占冠インター線
北海道勇払郡占冠村	道道トナムインター線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,440億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の  
 の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
埼玉県	さいたま市 蓮田市 南埼玉郡白岡町 久喜市 加須市 羽生市
群馬県	邑楽郡明和町 館林市 同郡板倉町
栃木県	佐野市 下都賀郡藤岡町 同郡岩舟町 栃木市 同郡都賀町 上都賀郡西方町 鹿沼市 宇都宮市 さくら市 塩谷郡塩谷町 矢板市 那須塩原市 那須郡那須町
福島県	西白河郡西郷村 白河市 同郡泉崎村 同郡矢吹町 岩瀬郡鏡石町 須賀川市 郡山市 本宮市 安達郡大玉村 二本松市 福島市 伊達郡桑折町

	同郡国見町
宮城県	白石市 刈田郡蔵王町 柴田郡村田町 名取市 仙台市

## 2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
さいたま市から鹿沼市まで	6 車線
鹿沼市から仙台市まで	4 車線

## 3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
さいたま市から佐野市まで	1 2 0 キロメートル / 時
佐野市から白石市まで	1 0 0 キロメートル / 時
白石市から仙台市まで	8 0 キロメートル / 時

#### 4 . 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。但し、表中「 | 福島県西白河郡矢吹町 | 県道矢吹小野線及び県道矢吹小野線 | 」のうち、「 | 及び県道矢吹小野線 | 」については、高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結予定施設とする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
さいたま市	一般国道 1 6 号
久喜市及び埼玉県南埼玉郡白岡町	一般国道 4 6 8 号
久喜市	県道さいたま栗橋線
加須市	一般国道 1 2 5 号
館林市	一般国道 3 5 4 号
佐野市	一般国道 5 0 号
栃木市	県道栃木粕尾線
鹿沼市	一般国道 1 2 1 号
宇都宮市	一般国道 1 1 9 号
矢板市	一般国道 4 号及び県道矢板那須線

那須塩原市	一般国道400号
栃木県那須郡那須町	県道那須高原線
福島県西白河郡西郷村	一般国道4号
福島県西白河郡矢吹町	県道矢吹小野線及び県道矢吹小野線
須賀川市	県道中野須賀川線
郡山市	一般国道49号
二本松市	一般国道459号
福島市	一般国道115号
福島市	一般国道13号
白石市	一般国道4号
仙台市	一般国道286号及び県道仙台南インター線

□ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
蓮田市	県道蓮田白岡久喜線及び市道1260号線
羽生市	県道羽生栗橋線
宇都宮市	県道上河内スマートインター線

那須塩原市	県道黒磯板室インター線
栃木県那須郡那須町	県道那須高原スマートインター線
白河市	市道白河中央インターチェンジ南線及び市道白河中央インターチェンジ北線
福島県岩瀬郡鏡石町	町道仁井田・笠石線及び町道鏡田121号線
郡山市	県道郡山長沼線
本宮市	一般国道4号
福島市	県道土湯温泉線及び市道池田・小池線
福島県伊達郡国見町	県道白石国見線
宮城県柴田郡村田町	県道亘理大河原川崎線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約3,040億円とする。

## 6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね45箇所設けるものとする。

## 7 . 施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

## 8 . 工事の施行

工事は、昭和 4 1 年度において着工するものとする。

## 日本海沿岸東北自動車道の胎内市村上市間の

### 新設に関する整備計画

#### 1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
新潟県	胎内市 村上市

#### 2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

#### 3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

#### 4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
村上市	一般国道113号

村上市	県道岩船港線
村上市	県道小揚猿沢線

## 5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
胎内市から 村上市南新保まで	約310億円
村上市南新保から 村上市猿沢まで	約750億円

## 6. 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね3箇所設けるものとする。

## 7. 施行主体

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施行主体
胎内市から 村上市南新保まで	東日本高速道路株式会社
村上市南新保から 村上市猿沢まで	国土交通大臣

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡みなかみ町間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
群馬県	渋川市 利根郡昭和村 沼田市 同郡みなかみ町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
沼田市	一般国道120号
群馬県利根郡みなかみ町	一般国道17号

□ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
渋川市	県道大間々上白井線
群馬県利根郡昭和村	県道昭和インター線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,480億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね3箇所設けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

8 . 工事の施行

工事は、昭和46年度において着工するものとする。

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間  
の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
千葉市	一般国道16号
市原市	一般国道297号
市原市	県道千葉鴨川線
木更津市	一般国道409号

木更津市	一般国道409号及び一般国道468号
木更津市	一般国道16号及び一般国道127号

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,860億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町  
間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
群馬県	伊勢崎市 太田市
栃木県	足利市 佐野市 下都賀郡岩舟町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
太田市	県道大原境三ツ木線
太田市	一般国道122号
足利市	一般国道293号

佐野市	県道田沼インター線
-----	-----------

## 5．工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,250億円とする。

## 6．施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町笠間市間の  
新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
栃木県	河内郡上三川町 真岡市
茨城県	筑西市 桜川市 笠間市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
真岡市	一般国道408号
桜川市	一般国道50号
笠間市	県道土浦笠間線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,710億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、東日本高速道路株式会社とする。

中央自動車道西宮線の韮崎市小牧市間の新設  
に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山梨県	韮崎市 北杜市
長野県	諏訪郡富士見町 同郡原村 茅野市 諏訪市 岡谷市 上伊那郡辰野町 同郡箕輪町 同郡南箕輪村 伊那市 同郡宮田村 駒ヶ根市 同郡飯島町 下伊那郡松川町 同郡高森町 飯田市 同郡阿智村
岐阜県	中津川市 恵那市 瑞浪市 土岐市 多治見市
愛知県	春日井市 小牧市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

### 3 . 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル / 時とする。

### 4 . 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。但し、表中「 | 瑞浪市 | 県道大西瑞浪線及び県道瑞浪インター線 | 」のうち、「 | 及び県道瑞浪インター線 | 」については、高速自動車国道法第 11 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結予定施設とする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
葦崎市	県道葦崎昇仙峡線
北杜市	県道北杜富士見線
諏訪市	一般国道 20 号
長野県上伊那郡辰野町	一般国道 153 号
長野県上伊那郡南箕輪村	県道伊那インター線
駒ヶ根市	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線
飯田市	一般国道 153 号
飯田市	一般国道 474 号

中津川市	一般国道 1 9 号
恵那市	県道恵那白川線
瑞浪市	県道大西瑞浪線及び県道瑞浪インター線
土岐市	一般国道 4 7 5 号
多治見市	一般国道 2 4 8 号

□ 高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北杜市	県道須玉インター線
北杜市	県道長坂高根線
長野県諏訪郡富士見町	県道払沢富士見線
長野県下伊那郡松川町	県道松川インター大鹿線
長野県下伊那郡阿智村	県道園原インター線
土岐市	一般国道 2 1 号
小牧市	県道春日井犬山線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 4,190 億円とする。

## 6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね30箇所設けるものとする。

## 7 . 施行主体

施行主体は、中日本高速道路株式会社とする。

## 8 . 工事の施行

工事は、昭和41年度において着工するものとする。

## 第一東海自動車道の新設に関する整備計画

### 1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都県名	市 町 村 名
東京都	世田谷区
神奈川県	川崎市 横浜市
東京都	町田市
神奈川県	大和市 綾瀬市 海老名市 厚木市 伊勢原市 秦野市 足柄上郡中井町 同郡大井町 同郡松田町 同郡山北町
静岡県	駿東郡小山町 御殿場市 裾野市 同郡長泉町 沼津市 富士市 静岡市 焼津市 藤枝市 島田市 榛原郡吉田町 牧之原市 菊川市 掛川市 袋井市 磐田市 浜松市

愛知県	新城市 豊橋市 豊川市
	岡崎市 豊田市 西加茂郡三好町
	日進市 愛知郡長久手町 尾張旭市
	名古屋市 春日井市 小牧市

## 2 . 車線数

車線数は、東京都世田谷区から厚木市までを6車線とし、同市から小牧市までを4車線とする。

## 3 . 設計速度

設計速度は、平坦部120キロメートル/時、丘陵部100キロメートル/時、山地部80キロメートル/時を基準とし、区間別には、おおむね次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度	備考
東京都世田谷区から横浜市まで	100キロメートル/時	
横浜市から秦野市まで	120キロメートル/時	
秦野市から御殿場市まで	80キロメートル/時	
御殿場市から静岡県榛原郡吉田町まで	100キロメートル/時	
静岡県榛原郡吉田町から菊川市まで	80キロメートル/時	

菊川市から岡崎市まで	100キロメートル/時	ただし、浜松市の一部は80キロメートル/時とする。
岡崎市から小牧市まで	120キロメートル/時	

#### 4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
東京都世田谷区	都道環状8号線及び都道首都高速3号線
川崎市	市道尻手黒川線
横浜市	一般国道16号
厚木市	一般国道129号及び一般国道271号
神奈川県足柄上郡大井町	一般国道255号
御殿場市	一般国道138号及び県道御殿場箱根線
沼津市	一般国道1号及び県道沼津インター線
富士市	一般国道139号
静岡市	一般国道1号
静岡市	県道中島南安倍線
焼津市	県道焼津森線

静岡県榛原郡吉田町	県道島田吉田線
菊川市	県道掛川浜岡線
袋井市	県道浜北袋井線
浜松市	県道浜松環状線
浜松市	県道三ヶ日インター線
豊川市	一般国道151号
岡崎市	一般国道1号
豊田市	県道本地鴛鴨線
日進市	県道日進瀬戸線
名古屋市	県道名古屋長久手線
春日井市	一般国道19号

□ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連絡位置及び連絡予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
富士市	県道富士川身延線、 市道上町小山線及び市道片羽 東名線
磐田市	県道磐田インター線
磐田市	市道高見丘東原1号線 及び市道豊田東原線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約5,090億円とする。

## 6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね53箇所設けるものとする。

## 7 . 施行主体

施行主体は、中日本高速道路株式会社とする。

## 8 . 工期及び供用開始

工事は、昭和37年度において着工するものとし、昭和43年度において供用開始することを目途として実施するものとする。

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡  
長泉町東海市間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
静岡県	駿東郡長泉町 沼津市 富士市 富士宮市 富士郡芝川町 静岡市 藤枝市 島田市 掛川市 周智郡森町 磐田市 浜松市
愛知県	新城市 豊川市 岡崎市 豊田市 安城市 刈谷市 豊明市 名古屋市 大府市 東海市

2 . 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

工事は、静岡県駿東郡長泉町から豊田市までは、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じて残りの 2 車線を完成するものとする。

### 3 . 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
静岡県駿東郡長泉町から 豊田市まで	1 2 0 キロメートル / 時
豊田市から東海市まで	1 0 0 キロメートル / 時

### 4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
静岡県駿東郡長泉町	一般国道 1 号及び県道大岡元 長窪線
富士市	一般国道 1 3 9 号及び県道一 色久沢線
静岡市	一般国道 5 2 号
静岡市	県道清水富士宮線
静岡市	県道井川湖御幸線及び県道山 脇大谷線
藤枝市	一般国道 1 号及び県道静岡朝 比奈藤枝線
島田市	一般国道 4 7 3 号
掛川市	県道掛川天竜線
浜松市	一般国道 1 5 2 号
浜松市	一般国道 2 5 7 号及び一般国 道 4 7 4 号

新城市	一般国道 1 5 1 号
岡崎市	一般国道 4 7 3 号
豊田市	一般国道 4 7 5 号
豊田市	一般国道 2 4 8 号
豊田市	県道名古屋岡崎線
豊明市	一般国道 2 3 号
名古屋市及び大府市	一般国道 2 3 号、一般国道 3 0 2 号及び市道高速 2 号
大府市及び東海市	一般国道 3 0 2 号
東海市	一般国道 3 0 2 号及び県道高速名古屋新宝線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約37,610億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、中日本高速道路株式会社とする。

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
静岡県	静岡市
山梨県	南巨摩郡南部町 同郡身延町 西八代郡市川三郷町 南巨摩郡増穂町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山梨県南巨摩郡南部町	一般国道52号

山梨県南巨摩郡南部町	一般国道52号
山梨県南巨摩郡身延町	県道市川三郷身延線
山梨県西八代郡市川三郷町	県道市川三郷身延線

## 5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
静岡市から 山梨県南巨摩郡南部町福士まで	約1,560億円
山梨県南巨摩郡南部町福士から 同県西八代郡市川三郷町まで	約2,000億円
山梨県西八代郡市川三郷町から 同県南巨摩郡増穂町まで	約 660億円

## 6. 施行主体

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施行主体
静岡市から 山梨県南巨摩郡南部町福士まで	中日本高速道路株式会社
山梨県南巨摩郡南部町福士から 同県西八代郡市川三郷町まで	国土交通大臣

山梨県西八代郡市川三郷町から  
同県南巨摩郡増穂町まで

中日本高速道路  
株式会社

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町甲斐市  
間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山梨県	南巨摩郡増穂町 南アルプス市 甲斐市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、  
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山梨県南巨摩郡増穂町	一般国道52号

南アルプス市	県道葎崎南アルプス中央線
南アルプス市	県道今諏訪北村線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約870億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、中日本高速道路株式会社とする。

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
大阪府	吹田市 豊中市 池田市
兵庫県	伊丹市 川西市 宝塚市 西宮市 神戸市 三木市加東市 加西市 神崎郡福崎町 姫路市 宍粟市 佐用郡佐用町
岡山県	美作市 勝田郡勝央町 津山市 真庭市

2 . 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
吹田市から池田市まで	4 車線
池田市から三木市まで	6 車線
三木市から真庭市まで	4 車線

### 3 . 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
吹田市から宝塚市まで	100キロメートル/時
宝塚市から真庭市まで	80キロメートル/時

### 4 . 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
吹田市	府道大阪中央環状線
豊中市及び池田市	一般国道176号及び府道大阪中央環状線
宝塚市	一般国道176号及び県道尼崎宝塚線
西宮市	県道高速北神戸線
西宮市	県道大沢西宮線
加東市	一般国道175号及び県道西脇三田線
兵庫県神崎郡福崎町	一般国道312号

宍粟市	一般国道 29 号
兵庫県佐用郡佐用町	一般国道 373 号
美作市	県道美作奈義線
津山市	一般国道 53 号
真庭市	一般国道 313 号

□ 高速自動車国道法第 11 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
神戸市	県道灘三田線
三木市	一般国道 428 号
加東市	県道ひょうご東条インター線
加西市	県道多可北条線
美作市	県道作東インター線
津山市	一般国道 179 号

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 2,460 億円とする。

## 6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね 2 8 箇所設けるものとする。

## 7 . 施行主体

施行主体は、西日本高速道路株式会社とする。

## 8 . 工事の施行

工事は、昭和 4 1 年度において着工するものとする。

中国縦貫自動車道の周南市美祢市間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山口県	周南市 山口市 宇部市 美祢市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
周南市	一般国道315号
山口市	一般国道489号
山口市	一般国道262号

山口市	一般国道 9 号及び県道山口宇部線
美祢市	一般国道 4 9 0 号

#### 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約900億円とする。

#### 6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね 8 箇所設けるものとする。

#### 7 . 施行主体

施行主体は、西日本高速道路株式会社とする。

#### 8 . 工事の施行

工事は、昭和 4 3 年度において着工するものとする。

山陽自動車道吹田山口線の神戸市三木市間の新設  
に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	神戸市 小野市 三木市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
神戸市	県道灘三田線
神戸市	一般国道28号
三木市	県道神戸加東線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,910  
億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね4箇所設  
けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、西日本高速道路株式会社とする。

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設  
に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	姫路市 たつの市 相生市 赤穂市
岡山県	備前市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
姫路市からたつの市まで	100キロメートル/時
たつの市から備前市まで	80キロメートル/時

#### 4 . 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。但し、表中の「 | たつの市 | 県道竜野西インター線及び県道竜野西インター線 | 」のうち、「 | 及び県道竜野西インター線 | 」については、高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結予定施設とする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
姫路市	一般国道 3 7 2 号及び一般国道 3 1 2 号
姫路市	一般国道 2 9 号
たつの市	県道網干たつの線
たつの市	県道竜野西インター線及び 県道竜野西インター線
赤穂市	県道岡山赤穂線
備前市	一般国道 2 号

ロ 高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
たつの市	県道播磨新宮インター線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,430億円とする。

## 6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね5箇所設けるものとする。

## 7 . 施行主体

施行主体は、西日本高速道路株式会社とする。

## 8 . 工事の施行

工事は、昭和47年度において着工するものとする。

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町日南市  
間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮崎県	宮崎郡清武町 宮崎市 日南市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、  
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
日南市	県道日南高岡線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約740億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣とする。

東九州自動車道の日南市北郷町日南市東弁分  
間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮崎県	日南市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、  
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
日南市	県道風田星倉線

## 5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約200億円とする。

## 6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣とする。